

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 合同会社札幌介護が開設する居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所札幌介護相談センター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業及び介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の事業者(以下「介護支援専門員等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 札幌介護相談センター

(2)所在地 063-0036 札幌市西区西野6条1丁目6番23号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 (常勤 介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたる。

(2)主任介護支援専門員及び介護支援専門員 1名以上 (常勤)

介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 月・金曜日 9:00 ～ 17:00

(昼休み 12:00 ～ 13:00)

火・水・木曜日 9:00 ～ 16:00

(昼休み 12:00 ～ 13:00)

(3) サービス提供日及び時間 営業日・営業時間と同じ

(居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援及び介護予防支援を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援及び介護予防支援が法定代理受領サービスである時、利用料を徴収しない。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画若しくは予防サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画若しくは予防サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画若しくは予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、訪問することにより、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画若しくは予防サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該利用者宅もしくはやむをえない場合には適切と判断された場所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じることとする。

- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援及び介護予防支援に要した交通費は、別途徴収しない。

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、札幌市中央区・北区・東区・西区・手稲区とする。

(虐待防止)

第8条 ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会設置しています。
【虐待防止に関する責任者 熊木章次】
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・介護相談員を受入れます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
(2) 継続研修 週1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の業務執行社員及び管理者との協議に基づいて定める。
- 5 重要事項説明書に記載がある場合はそれに準ずるものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。※第8条 虐待防止 の条文追加

この規定は、令和6年6月1日より施行する。※介護予防支援事業の追加